

平成 21 年 1 月 9 日

研究会担当委員会に関するルール

1. 設置の目的：

研究会は本委員会の重要な行事であり、広く委員全体の意見を求める必要からこの委員会を設置する。

2. 任 務：

定例研究会は年 3～4 回開催される。これに対する企画（プログラムの作成）及び実行（講演者との連絡、予稿集原稿、会場の世話、懇親会）などが含まれる。必要に応じ、臨時の研究会の企画、実行も担当する。

3. 研究担当委員会委員長の選出方法：

- 1) 研究担当委員会委員長は、第 169 委員会委員長除く、第 169 委員会委員中から自薦、及び／或いは、他薦により候補者が選ばれる。
- 2) 推薦及び他薦権は第 169 委員会委員全員が有する。
- 3) 運営委員会が候補者の中から研究担当委員会委員長 1 名を決定する

4. 研究担当委員会委員の選出方法

研究委員会委員長は自分を含め企業会委員 3 名、学界委員 3 名を運営委員会に推薦し、運営委員会の議を経て委員会が決定される。

5. 任期

原則 2 年とするが再任を妨げない。又原則毎年半数を交代するのが好ましい。

6. ルールの変更

運営委員会の議を経て本ルールを変更することが出来る

7. 付記

1) 研究担当委員会委員長は原則として幹事になる。その手続きは委員会内規に従う。

2) 初回研究担当委員会名簿：

委 員 長 上村みどり（帝人ファーマ（株））

産業界委員 小田垣良彦（小野薬品工業（株））

曾我部 智（武田薬品工業（株））

学界 委員 津下 英明（徳島文理大学）

中川 敦史（大阪大学）

渡邊 信久（名古屋大学）